

豊山町立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年2月

豊山町教育委員会

目次

- | | | |
|---|-------------------------------|---|
| 1 | 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| 2 | 目標・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 |
| 3 | 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 |
| 4 | 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・ | 2 |
| 5 | 関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・・・・・ | 5 |

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

豊山町では、「まちづくりの指針」である「豊山町第5次総合計画」を策定している。令和7年11月には、本計画の教育分野を整理した「豊山町教育大綱」を国の方針を参酌し、これからの時代にふさわしい教育の基本理念を定めるために、一部を改訂した。本大綱で掲げられている教育環境の充実や学校運営の改善等施策の実現には、教育職員がよりよい環境で働ける体制づくりは不可欠である。教育職員の業務を見直し、効率化・適正化を進め、教育職員が業務に専念できるような環境を整えることは極めて重要なことである。

そこで、教育職員の業務量の適切な管理と健康及び福祉の確保のため、ここに業務量管理を行う仕組みを整え、業務の精選と効率化を徹底することで教育の質の向上を図ることとする。

本計画を策定して教育職員のウェルビーイングを目指し、豊山町の子どもたちの輝く瞳と健やかな笑顔があふれる学校教育の実現を目指していく。

(2) 本町の現状

① 令和6年度の時間外在校等時間の状況について

<小学校>

○ 時間外在校等時間の月平均時間 20時間36分

- | | |
|--------------|-------|
| ・月45時間以下の割合 | 89.2% |
| ・月45～80時間の割合 | 10.5% |
| ・月80時間超えの割合 | 0.3% |

※45時間超えの理由：学級・学年事務、行事の準備 等

<中学校>

○ 時間外在校等時間の月平均時間 21時間34分

- | | |
|--------------|-------|
| ・月45時間以下の割合 | 88.7% |
| ・月45～80時間の割合 | 11.0% |
| ・月80時間超えの割合 | 0.3% |

※45時間超えの理由：学級・学年事務、行事の準備、
進路指導、部活動指導 等

② 令和6年度のワーク・ライフ・バランスに関する状況について

- 年間の年次有給休暇の平均取得日数 15日

こうした状況を踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、本計画を策定するものである。

2 目 標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・ 1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%以下にする。

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

※ただし、必要に応じて取組内容を整理し、更新していく。

4 実施する業務管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

- 登下校時の通学路における日常的な見守り
 - ・ 地域諸団体やPTA等を通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

- 放課後から夜間等における校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
 - ・ 放課後から夜間における見守りについては、警察が行っている見守りに委ねることとし、学校における見守りは原則行わないこととする。
- 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
 - ・ コミュニティスクールの仕組みを整えながら、地域人材および地域コーディネーターの発掘を進め、連絡調整をはじめ活動のまとめ役を担う人材を育成する。
- 学校の徴収金の徴収・管理
 - ・ 修学旅行費は「旅行業者積立方式」、教材費は「業者直接徴収方式」へ転換するよう進めていく。
- 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求において学校では対応が困難な事案への対応
 - ・ 町の顧問弁護士や県のスクールロイヤーにつなぐ等、行政機関の責任において苦情等を対応できる体制を構築する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 調査・統計等への回答
 - ・ 保護者向け情報発信システムや校務支援システムの機能を活用する。
- ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
 - ・ ICT 委託業者や ICT 支援員を活用する。
- 学校プールや体育館等の施設・設備の管理
 - ・ 学校プールの施設等の管理業務については、関係部局と連携しながら外部を検討していく。
- 部活動
 - ・ 部活動については段階的に活動時間を削減していく。休日の部活動地域展開を促進し、既存の地域諸団体（スポーツ少年団やわくわくくらぶ等）の一部を活用しながら整備を進めていく。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- 学習評価や成績処理
 - ・ 成績関係業務において、校務支援システム等デジタル技術の活用を推進する。
- 授業準備
 - ・ 授業準備や印刷業務等、業務補助員の運用を目指していく。
- 学校行事の準備・運営
 - ・ 物品の手配や会場設営、印刷業務等、地域諸団体や PTA、学校運営協議会等の支援を得るとともに、業務補助員の運用を目指していく。
- 支援が必要な児童生徒・家庭への対応
 - ・ 児童生徒の状況を共有し支援策を検討するため、学校と専門家、関係機関との連携を図り、必要に応じてケース会議を設定する。
 - ・ 校内教育支援センター（S組）と教育支援センター（しいのき）等、多様な学びの場と居場所の確保に努める。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数に合わせて設定する。
- ・ 学校行事をはじめとした体験活動や、児童会・生徒会活動等の特別活動、日常の清掃時間および頻度等について、それぞれの教育的価値を踏まえたものになるよう見直し、精選・統合を図る。また、授業時数と併せて教育活動を見直すことで、日課表の工夫を行う。
- ・ デジタル技術の活用により、調査物およびアンケートの集約や、諸帳簿の整理等の校務を効率化し、自己点検を行う仕組みを構築する。
- ・ タブレット端末の持ち帰りを促進し、課題提出の効率化を進めるとともに、保護者と子どもの学習の共有化および連携を図る。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 在校等時間が一定時間（1か月時間外在校等時間80時間）を超えた教育職員に対して、業務内容等の状況を確認し改善を促すとともに、医師による面接指導を実施する。
- ・ 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ 50人未満の学校も含め、すべての学校でストレスチェックを実施する。また、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・ 心身の健康問題について、相談窓口を紹介する。
- ・ 年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得するよう各学校に促進する。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため、毎月、各学校の教育職員の在校時間の状況を把握するとともに、毎年度、教育委員会定例会および総合教育会議において報告することとする。
- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況を確認できるよう、本町で導入している出退勤管理システムの運用を見直し、確実に把握できる仕組みを整える。
- 教育職員の勤務状況について、定期的に確認し、課題が見られる場合は、教育委員会が積極的に当該学校に聞き取りおよび指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間になっている教育職員が固定化されている場合は、適切な校務分掌等速やかにその状況が改善されるよう、管理職を含め、個別の支援及び指導を実施する。
- GIGAスクール構想の下、学校における校務DXの取り組み状況を把握する。また、取り組みを推進していない場合は、教育委員会が指導・支援を行うとともに、さらに推進できるシステム体制を整えていく。
- 学校での児童生徒等の支援に当たる専門的な立場（スクールカウンセラー・スク

ールソーシャルワーカー・特別支援教育支援員等)の拡充について町長部局に働きかける。

- 教育職員の業務の適正化を図るため、民間委託や教員業務支援の配置拡大に向け、町長部局と連携して、体制を整えていく。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉えて各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- 保護者や地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域に対して「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。